九　外国人の就業促進等及び技能実習制度の適正な実施

十　仕事と生活の調和の実現

十一　雇用のセーフティネットの整備・拡充

第五　雇用施策に関する数値目標

一　地方計画策定項目

二　目標設定項目

第一　趣旨

我が国の経済は、平成二十年秋に発生した経済危機後の急速な後退から着実に持ち直してきているが、景気の回復はなお自律性が弱く、国民の生活を第一に考え、新たな雇用施策を果断に進めていく必要がある。特に、若年層を中心として非正規労働者は増加傾向にあり、派遣労働者や契約社員等の雇止め等については、平成二十年十月から平成二十二年三月までに実施済み又は実施予定として把握された者は、約二十五万七千人に上っている。また、我が国の相対的貧困率は十五・七％となっており、貧困・困窮者への支援について取り組むことが必要である。

雇用失業情勢は、平成二十二年一月の完全失業率が四・九％と、前年同月差で〇・七ポイント悪化しているほか、有効求人倍率は〇・四六倍と前年同月差で〇・一九ポイント低下している。また、失業期間が六ヶ月以上となっている完全失業者が、平成二十一年十～十二月期は百八十万人と、前年同期差で五十一万人増となっており、失業が長期化している。そのほか、新規学校卒業者の内定率の低迷など、幅広い範囲で雇用失業情勢の悪化の影響が出ている。このような雇用失業情勢の中で、都道府県労働局と地方公共団体がさらに緊密に連携し、地域の実情に合った雇用施策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

この指針は、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第一項に基づき、都道府県労働局長が、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を都道府県知事の意見を聞いて策定することに関し、同条第二項に基づき、平成二十二年度の雇用における重点施策を示したものである。

都道府県労働局においては、この指針に盛り込まれた内容を踏まえ、都道府県の実情に応じた課題及びそれに対する施策を盛り込んだ雇用施策実施方針を都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下で円滑かつ効果的に実施されるように努め、地域の雇用失業情勢の改善に取り組むこととする。

また、都道府県知事から当該方針に定める施策及びその実施について要請があったときは、その要請に可能な限り応じることとし、これまで以上に地域において緊密な連携・協力を図っていくこととする。

第二　現下の経済及び雇用失業情勢とその課題

一　経済及び雇用失業情勢と今後の見通し

㈠　現下の経済情勢

景気は、着実に持ち直してきているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。景気判断に係る主要な指標を個々にみると、輸出は緩やかに増加している。生産は持ち直している。企業収益は改善している。設備投資は下げ止まりつつあるものの、このところ弱い動きも見られる。企業の業況判断は依然として厳しい状況にある。ただし、中小企業では先行きに慎重な見方となっている。雇用情勢は依然として厳しいものの、このところ持ち直しの動きが見られる。個人消費は、持ち直している。物価の動向を総合してみると、緩やかなデフレ状況にある。先行きについては、当面、雇用情勢に厳しさが残るものの、企業収益の改善が続くなかで、海外経済の改善や明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成二十一年十二月八日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。一方、海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある。また、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。

㈡　最近の雇用失業情勢

現下の雇用失業情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。

平成二十二年一月の新規求人数は、五十三万人となっており、ほぼすべての主要産業で前年同月比減少となっている。また、新規求職者数は六十二万人と依然として高水準である。このような中で、有効求人倍率は、平成二十年一月以降、二十五か月連続で一倍を下回っており（平成二十二年一月現在）、平成二十一年八月には〇・四二倍と、統計開始以来最低の水準を記録した。地域別に有効求人倍率をみると、すべての地域において一倍を大きく下回っている（平成二十二年一月現在）。

また、正社員の有効求人倍率は依然として全体の有効求人倍率と比べると低い水準にあり、平成二十二年一月は〇・二九倍となっている。

平成二十二年一月の完全失業者数は、三百二十三万人となっており、前年同月差で四十六万人増となっている。完全失業率は、平成十九年七月に三・六％となって以降、おおむね上昇傾向で推移し、平成二十一年七月には五・六％と統計開始以来最高の水準を記録した。平成二十二年一月の完全失業率は、四・九％と十か月ぶりに四％台となった。

雇用者数は、平成二十二年一月は五千四百四十七万人と前年同月差で三十一万人減となっている。雇用者数を主要産業別にみると、製造業は前年同月差でみて減少が続いており、一方で医療・福祉等は増加が続いている。また、雇用形態別にみると、平成二十一年の正規雇用者は前年同期差十九万人減、パート、派遣、契約社員等は前年差三十九万人減と、特にパート、派遣、契約社員等での減少が大きい。

また、派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整について、平成二十年十月から平成二十二年三月までに実施済み又は実施予定として把握できたものは、全国で四千七百九十二事業所、約二十六万三千人とされている（平成二十二年三月二日現在）。

㈢　今後の経済及び雇用情勢の見通し

我が国は、平成十七年から人口減少に転じ、将来も一層の少子高齢化の進行によって本格的な人口減少社会が到来する見込みである。仮に各般の雇用施策が今後実施されず、平成十八年の労働力率と同水準で推移した場合は、平成四十二年において労働力人口が約千七十万人減少することが見込まれており、こうした労働力人口の大幅な減少は、経済成長については供給側の制約要因となるとともに、需要面でみてもマイナスの影響を与えるおそれがある。

また、経済のグローバル化や技術革新等の進展に伴い、国内労働力の活用に当たって、コスト削減志向や賃金抑制志向が強まり、不安定な就労形態の者が増加することにより、企業の中での技術・技能の継承にも支障が生じるとともに、賃金の低下を通じて国内需要を抑制するなどの問題も生じている。

二　現下の厳しい雇用失業情勢における課題

世界的な金融危機の影響等により、現下の雇用失業情勢は引き続き厳しい状況が続くことが予想される。そうした中で、派遣労働者や契約社員等の雇止め等については、企業の雇用維持努力がある中で、減少してきているものの、依然として住居を喪失した離職者や、住居を失い、ネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定な就労を行う者の存在が指摘されている。一たび住居を喪失した者は、就職活動に支障をきたし、ひいては安定就労への再就職も困難となる状況にあるため、これらの者に対する住居と安定的な就労機会の確保支援の迅速な対応が必要である。また、新規学校卒業者の内定率が低迷しており、未就職のまま卒業する者が大幅に増加することが懸念される中、新規学校卒業者に対する支援を強化するなど、経済的・社会的に弱い立場にある人々への迅速かつ的確な支援を行うことが最優先かつ喫緊の課題である。